

さんあい「ふれあい家族」を知っていますか？

児童養護施設 さんあいでは、親の離婚、病気、出産、親からの虐待など様々な事情により家庭で生活できない子ども達が生活しています。この子たちを、学校がお休みの期間などに、皆様のご家庭でホームステイ（数日間の宿泊）をさせていただくのが さんあい「ふれあい家族」です。

Q 何才くらいの子ともと交流するのですか？

A お預かりいただく子どもは、おおむね2才から12才くらいの子ともです。

Q 子育て経験がなくても「ふれあい家族」になれるか？

A 「ふれあい家族」の条件を満たしていれば、子育ての経験がなくても登録することができます。

Q 家に迎えたときは、どこかへ連れて行かなければいけないのでしょうか？

A 日常生活を体験することが大切なので、ご家庭のご都合に合わせて下さって構いません。

Q 子どもとうまくいくか心配です。

A 交流の開始前に施設を訪問していただき、子どもと話したり、一緒に遊んだりすることから始めていただきます。

～「ふれあい家族」になるためには
次の条件を全て満たす必要があります～

- ① 原則、埼玉県内にお住まいの方。
- ② 申込者の年齢がおおむね25歳以上65歳未満で、里親登録をされている方。
- ③ 同居家族におおむね25歳以上65歳未満で、里親登録をされている方がいる事。
- ④ 家族の皆さんが児童福祉に熱意と愛情を持っており、さんあい「ふれあい家族」中（ホームステイとして数日間の宿泊をさせていただいている期間）、子どもの養育に専念できる方（里親登録されている方）がいる事。
- ⑤ 子どもを預かることで、家庭に支障が起きない事。
- ⑥ お預かりいただく子どもを さんあいまで送迎できる事。
*詳しくは、ホームページをご覧くださいか、お電話でお問い合わせください。

お申し込みから交流までの流れ

さんあい連絡



さんあい申請書の提出



ふれあい家族担当職員による家庭訪問



ふれあい家族登録・研修



子どもの紹介、交流開始

さんあい「ふれあい家族」のお問い合わせ
電話：048-585-0605 Fax：048-585-0562
<http://www.san-ai-jidouyougo.net>



さんあい ふれあい家族

～ふれあい家族を

募集しています！～

